

「毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」の とりまとめの骨子(案)

1 毎月勤労統計について

- (1) 毎月勤労統計の概要
- (2) 実質賃金、標準誤差等について

2 毎月勤労統計における「共通事業所の集計値」について

- (1) 「共通事業所」の集計値の作成・公表の経緯、目的、定義

3 「中間的整理」(平成 31 年3月 29 日)について

- (1) 論点の整理
- (2) さらに検討すべき課題

4 「共通事業所」の集計値に係る分析(本系列との比較を中心として)

(1) サンプル特性について

- サンプル数は、本系列の 40%程度だが、全数調査である 500 人以上規模事業所の割合が高くなる一方、6か月で1/3ずつサンプルを入れ替える5~29 人事業所の割合が相対的に低くなるなど、事業所規模によって偏りがある。
- 共通事業所を、回答があった事業所に限定せず、当月と前年同月で調査対象である事業所(廃業した事業所を除いたもの)とする場合、一定期間ごとにサンプル更新を行うことで、サバイバル・バイアスは緩和されるものと考えられる。

(2) 集計値の特性について

- サンプル数は少ないが、変動係数は本系列と同程度となっている。
- 賃金額について、前年同月との時間相関は高く、本系列と比較して、前年同月比は安定的な値となっている。
- 賃金額は、本系列と比較してやや高い傾向も見られるが、産業・規模によって相違があり、一定の特性を示すものではない。

(3) 賃金変化率の特性について

- 賃金変化率の時系列の動きには、本系列と一定の相関は見られるが、各時点において産業・規模別に見た場合には、本系列との相関はあまりないものと考えられる。

(4) その他の論点(事業所調査であることの特性について)

- 毎月勤労統計は、毎月の賃金水準を調査しているものであるが、その変化は、事業所の労働コストの変動を示すという一面がある。
- 共通事業所の集計値においても、事業所内での労働者の入離職等も含んだものであり、労働者個人ベースの賃金変動の指標としては一定の留意が必要である。

5 「共通事業所」の集計値に係る分析からの考察

6 提言